

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則の概要について

1 規則の改正の必要性について

平成23年4月1日から、受益者負担の適正化のため、教育職員免許状授与証明書の交付に係る手数料を新設することとしている。（「教育関係手数料条例の一部を改正する条例」が2月議会において議決された。）

このことに伴い、当該証明書の交付に係る手続き等、所要の事項を定める必要がある。

2 改正の内容

（1）教育職員免許状授与証明書の交付申請

授与証明書の交付を受ける場合に必要な手続きとして、申請書等の提出が必要な旨、また、当該申請書の様式を新たに定める。

（2）所要の整理

免許状の再交付申請の際に、申請しようとする者の氏名又は本籍が、申請に係る免許状に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合には、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書の提出を求ることとする。

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

条 例 等 立 案 表

題名 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	課(室)名 教職員課
	担当者名 丸山 良介
	電話番号 二二一八
制定理由 教育職員免許状授与証明書の交付手数料が新設されることに伴い、当該証明書の交付に係る手続きを定める等の必要がある。	
あらまし 一 教育職員免許状授与証明書の交付手数料が新設されることに伴い、当該証明書の交付に係る手続きを定めることとした。 二 その他所要の整理を行うこととした。 この規則は、平成二十三年四月一日から施行することとした。	
予算上の措置	考
関係法令等 徳島県教育関係手数料条例 (平成十二年徳島県条例第六十号)	備
法規審議委員会 要・否	

徳島県教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤盛仁

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号の次に次の一号を加える。

三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、願い出に係る免許状に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

第十二条の次に次の一条を加える。

（教育職員免許状授与証明書の交付申請）

第十三条の二 法の規定による免許状の授与又は交付に係る証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 教育職員免許状授与証明書交付申請書（様式第十六号の二）

二 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、申請に係る免許状に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

様式第十六号の次に次の二様式を加える。

様式第16号の2（第13条の2関係）

教育職員免許状授与証明書交付申請書

徳島県収入証紙

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

現 住 所			電話番号
勤 務 先 (住所・学校名)			電話番号
本 籍 地 (都道府県名)		ふりがな 氏 名	印 年 月 日 生

私は、次の教育職員免許状の授与（交付）に係る証明書の交付を受けたいので、申請します。

免許状の種類	教科（領域）	授与年月日	免許状番号	証明枚数
使用目的			合計証明枚数	

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

教育職員免許に関する規則 新旧対照表

新	旧
<p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(免許状の書換又は再交付の出願)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 法第十五条の規定により免許状の再交付を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育職員免許状再交付願(様式第十二号) 二 破損又は汚損による場合はその免許状及び理由書、盜難、り災又は紛失等による場合は理由書 三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、願い出に係る免許状に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。) 	<p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(免許状の書換又は再交付の出願)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 法第十五条の規定により免許状の再交付を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育職員免許状再交付願(様式第十二号) 二 破損又は汚損による場合はその免許状及び理由書、盜難、り災又は紛失等による場合は理由書 (新設)
<p>第九条～第十三条 (略)</p> <p>(教育職員免許状授与証明書の交付申請)</p> <p>第十三条の二 法の規定による免許状の授与又は交付に係る証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育職員免許状授与証明書交付申請書(様式第十六号の二) 二 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、申請に係る免許状に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。) 	<p>第九条～第十三条 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第十四条～様式第十六号 (略)</p>	<p>第十四条～様式第十六号 (略)</p>

(新設)

様式第16号の2(第13条の2関係)

教育職員免許状授与証明書交付申請書

鹿島県収入証紙

年 月 日

鹿島県教育委員会 殿

現 住 所		電話番号
勤 務 先 (住所・学校名)		電話番号
本 籍 地 (都道府県名)	調査 氏 名	印 年 月 日生

私は、次の教育職員免許状の授与(交付)に係る証明書の交付を受けたいので、申請します。

免 許 状 の 種 類	教科(領域)	授与年月日	免許状番号	証明枚数
使用目的			合計証明枚数	

様式第十七号～様式第二十号 (略)

様式第十七号～様式第二十号 (略)